

議案第三百三十四号

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年十二月七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

港区事務手数料条例（昭和三十三年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「、港区の区域内に戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第六条に規定する本籍を定めている者又は定めていた者の戸籍について」を削り、「により」の下に「戸籍に關し」を、「者が」の下に「戸籍に關する」を加える。

別表三の項中「戸籍法」の下に「（昭和二十二年法律第二百二十四号）」を加え、同表三の二の項中「磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「同項に規定する戸籍証明書（次項及び四の二の項において「戸籍証明書」という。）」に改め、同項を同表三の三の項とし、同項の次に次のように加える。

三の四 戸籍法第二百十條の	戸籍の全部事項証明	一通につき	交付申請の
二第一項第一号の規定に基	書、個人事項証明書	四百五十円	とき。

<p>四の二 戸籍法第二百二十条の三第二項（同法第十条の二）の二の項において同じ。）の規定に基づく戸籍電子証明書の発行に活用した（情報通信技術に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）本則の表八の項の</p>	<p>戸籍電子証明書の発行手数料</p>	<p>戸籍電子証明書提供につき 四百円</p>	<p>発行申請のとき。</p>	<p>三の二 戸籍法第二百二十条の二第一項第一号の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の広域交付</p>	<p>戸籍の謄本又は抄本の広域交付手数料</p>	<p>一通につき 四百五十円</p>	<p>交付申請のとき。</p>	<p>づく戸籍証明書の広域交付</p>	<p>又は一部事項証明書の広域交付手数料</p>		
---	----------------------	-------------------------	-----------------	---	--------------------------	--------------------	-----------------	---------------------	--------------------------	--	--

別表三の項の次に次のように加える。

別表四の項の次に次のように加える。

<p>3の総務省令で定めるものに限る。以下この項及び六の二の項において同じ。)</p> <p>により戸籍電子証明書提供に識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電合(当該発行に係る戸籍電子の証明書の請求が同条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合に限る。)</p> <p>に於ける当該発行を除く。)</p> <p>籍證明書の請求を行う場合</p> <p>の同一事項を証明する戸籍</p> <p>同一の事項を証明する戸籍</p> <p>子証明書が同時に当該戸籍電</p> <p>行う者が同時に当該戸籍電</p> <p>る戸籍電子証明書の請求を</p> <p>提供用識別符号の発行に係</p> <p>該発行及び戸籍電子証明書</p> <p>場合に限る。)</p> <p>用する電子情報処理組織を使</p> <p>項の規定により同項に規定</p> <p>子の証明書の請求が同条第一</p> <p>合(当該発行に係る戸籍電</p> <p>用識別符号の発行を行う場</p> <p>により戸籍電子証明書提供</p> <p>の二の項において同じ。)</p> <p>に限る。以下この項及び六</p> <p>3の総務省令で定めるもの</p>

別表五の二の項中「磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「同項に規定する除籍証明書(次項及び六の二の項において「除籍証明書」という。)

に改め、同項を同表五の三の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>五の四 戸籍法第百二十条の二 第一項 第一号の規定に基づく除籍証明書の広域交付</p>	<p>除籍の全部事項証明書の個人事項証明書の又は一部事項証明書の広域交付手数料</p>	<p>一通につき 七百五十円</p>	<p>交付申請のとき。</p>
<p>五の二 戸籍法第百二十条の二 第一項 第一号の規定に基づく除かれた戸籍の謄本又は抄本の広域交付</p>	<p>除籍の謄本又は抄本の広域交付手数料</p>	<p>一通につき 七百五十円</p>	<p>交付申請のとき。</p>
<p>六の二 戸籍法第百二十条の三 第二項の規定に基づく除籍電子証明書の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書の提供用識別符の発行を行う場合）当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処</p>	<p>除籍電子証明書の発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号一件につき 七百円</p>	<p>発行申請のとき。</p>

別表六の項の次に次のように加える。

別表五の項の次に次のように加える。

理組織を使用する方法によ
り行われた場合に限る。
）
における当該発行及び除籍
電子証明書提供用識別符号
の発行に係る除籍電子証明
書の請求を行う者が同時に
当該除籍電子証明書が証明
する事項と同一の事項を証
明する除かれた戸籍の謄本
若しくは抄本又は除籍証明
書の請求を行う場合におけ
る当該発行を除く。
）

別表七の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の下に「又は同法
第二百二十条の六第一項の規定に基づく同法第二百二十条の四第一項に規定する届書等情報（以下
この項及び次項において「届書等情報」という。）の内容の証明書の交付」を加え、「又は記
載事項証明書」を「、記載事項証明書又は届書等情報の内容の証明書」に改め、同表八の項中
「事務」の下に「又は同法第二百二十条の六第一項の規定に基づく届書等情報の内容を表示した
ものを閲覧に供する事務」を、「その他の受理した書類」の下に「又は届書等情報の内容を表
示したもの」を加え、「書類一件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの一件」に改
める。

この条例は、令和六年三月一日から施行する。

（説明）

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）の施行による戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部改正により、戸籍の全部事項証明書等を本籍地以外の区市町村で取得できることとなることに伴い、広域交付手数料等を新設するため、本案を提出いたします。